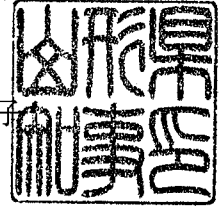


み 自 第 341 号
平成 27 年 9 月 7 日

ジャパン・リニューアブル
・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久 様

山形県知事 吉村 美栄子



(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
意見について

環境影響評価法第3条の七第1項の規定により、環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

なお、今後の環境影響評価の手続きを行う際に、下記の点に配慮してくだ
さい。

記

環境影響評価の手続きに際し、地域住民及び鶴岡市と十分な協議を行うこと。

山形県環境エネルギー部みどり自然課
福島、大高
電 話 023-630-3042
F A X 023-625-7991

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書 に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 本配慮書においては、現時点の事業実施想定区域を、風力発電機等を配置する可能性のある範囲を包含するように広めに設定し、今後の調査結果等を踏まえ、環境影響の回避又は低減も考慮して、実際に風車、搬入路等を設置する区域を確定していく計画としている。

この風車、搬入路等の設置場所を確定する過程における環境影響の予測は可能な限り定量的に行うものとし、また、環境面から検討した経緯を方法書に示すこと。

(2) 事業実施想定区域の周辺に、保育園等の特に配慮が必要な施設が存在することから、風力発電施設の稼働による騒音、風車の影等による影響の予測及び評価に際しては、これらの施設の存在について十分配慮すること。

(3) 八森山の山腹には、山五十川側の斜面のように、地形が急峻であることから保安林、砂防指定地等に指定されている区域もあるため、土砂災害等を誘発することのないよう十分留意して事業計画の検討を行うこと。

2 風車の影

本配慮書においては、風車の影による影響の及ぶ範囲をローター一直径の10倍の距離として、調査の範囲を1kmとしている。しかし、風力発電機の配置を想定している事業実施想定区域は、周囲の平野部に比べて標高が300m程度高い八森山の尾根上であることから、風車の影の影響は、通常考えるよりも広い範囲に及ぶおそれがある。

このため、風力発電機の配置計画等を検討する際に、影の影響の範囲が1kmを超えて住宅等に及ぶおそれがある場合は、調査の範囲を広くする等の見直しを行い、適切に影響の予測及び評価を行うこと。

3 動物

(1) 事業実施想定区域の北方約2kmの位置にユビナガコウモリの群棲地があり、県が天然記念物に指定している。本配慮書においては、この群棲地が事業実施想定区域とは重ならず、また、距離が離れていることから、地形改変及び施設の稼働による変化はほとんどないものと予測し、その結果、重大な影響は生じないものと評価している。

しかし、ユビナガコウモリは、渡りを行うことが知られているが、その詳細は把握されていないため、風力発電機の稼働によってその渡りに影響が生じるかどうかは不明である。

このため、事業実施想定区域及びその周辺におけるユビナガコウモリの渡りに関する情報の収集及び現地調査を行い、それに対する影響の予測及び評価を行うこと。

- (2) サシバ等の渡りに関する過去の調査結果によれば、事業実施想定区域の周辺に渡りのルートのあることが確認されている。

また、事業実施想定区域の北約 2 km の位置にある気比台の池及び北東約 9 km の位置にあるラムサール条約に登録されている大山上池・下池には、多くの水鳥が飛来している。

事業者が行った専門家へのヒアリングにおいても、当該地域を含む一帯は海岸に近いとため、渡りの時期には多くの鳥類が通過しており、特に大型猛禽類や大型水鳥などの重要なルートの一部となっているとの情報が得られている。

このため、これらの調査結果等を踏まえ、過去に記録のある渡りのルートに限らず、事業実施想定区域及びその周辺における鳥類の渡りのルートについて十分な調査を行い、それに対する影響の予測及び評価を行うこと。

- (3) 希少猛禽類の生息に関する過去の調査結果によれば、事業実施想定区域を含む広い範囲において、クマタカの生息情報がある。

事業者が行った専門家へのヒアリングにおいても、当該地域を含む旧温海町は、以前からクマタカの生息密度が高い地域として知られている等の情報が得られている。

このため、これらの調査結果等を踏まえ、事業実施想定区域に限らず可能な範囲で広い調査区域を設定し、猛禽類等の生息状況について十分な調査を行い、それに対する影響の予測及び評価を行うこと。

4 人と自然との触れ合いの活動の場

八森山レクリエーション広場は、キャンプ場及び炊事場を備えており、滞在型のレクリエーション施設となっている。風力発電機の設置が想定される八森山の尾根から、当該レクリエーション施設までの水平距離が 500 m 程度と近いとため、風力発電施設の稼働時において、騒音若しくは影によってレクリエーション施設の利用環境に影響が発生するおそれがある。

このため、当該レクリエーション施設の管理者と協議のうえ、騒音及び影による影響の予測及び評価を行うこと。